

# ワインで乾杯!

ワインで乾杯宣言月間  
 2016年 2017年  
 12月10日~1月31日  
 乾杯は ワイン「宮田紫輝」



宮田村飲食店組合では、ワイン「紫輝」を自慢の料理でお客様にご満足いただけるようおもてなしでお迎えます。

ご予約、ご来店を心からお待ちしております。

今日も  
 なじみの店で  
 一杯  
 乾杯は  
 ワインで!

期間中、賛同店では  
「紫輝」1本 2,800円でご提供

(順不同)

- 宮田観光ホテル 松雲閣 83-2134
- 早太郎温泉 こまゆき荘 81-7117
- ペンション めいぷる 85-5335
- 山荘 息吹館 98-6510
- 酒菜亭 すしよし 85-2074
- Celeste (チルテ) 85-5108
- Joker (ジョーカー) 98-0018
- 居酒屋 純酒楽 84-1070
- 割烹 青葉 85-2344
- 富寿し 85-2251
- すし割烹 梵 85-4764
- 萬里 85-2065
- 佐と美 85-2054
- 笑福 85-2237
- 駒雪 85-2962
- 花かんざし 85-5227



宮田村飲食店組合・宮田村酒商組合  
 宮田村中央アルプス「山ぶどうの里づくり」推進会議

# 宮田村みやだワインで乾杯条例

## (目的)

第1条 この条例は、中央アルプス駒ヶ岳が育んだ水と大地で育ったぶどうから造られる、みやだワイン(以下「ワイン」という。)が、宮田村の特産品であることに鑑み、ワインによる乾杯の習慣を広めることにより、ワインの普及の促進を図ることを目的とする。

## (村の役割)

第2条 村は、ワインによる乾杯とその普及の促進に積極的に取り組むよう努めるものとする。

## (事業者の役割)

第3条 ワインの生産及び販売に関する事業を行なう者(以下「事業者」という。)は、ワインによる乾杯とその普及を促進するために、主体的に取り組むとともに、村及びその他の事業者と相互に協力するよう努めるものとする。

## (ワイン大使の役割)

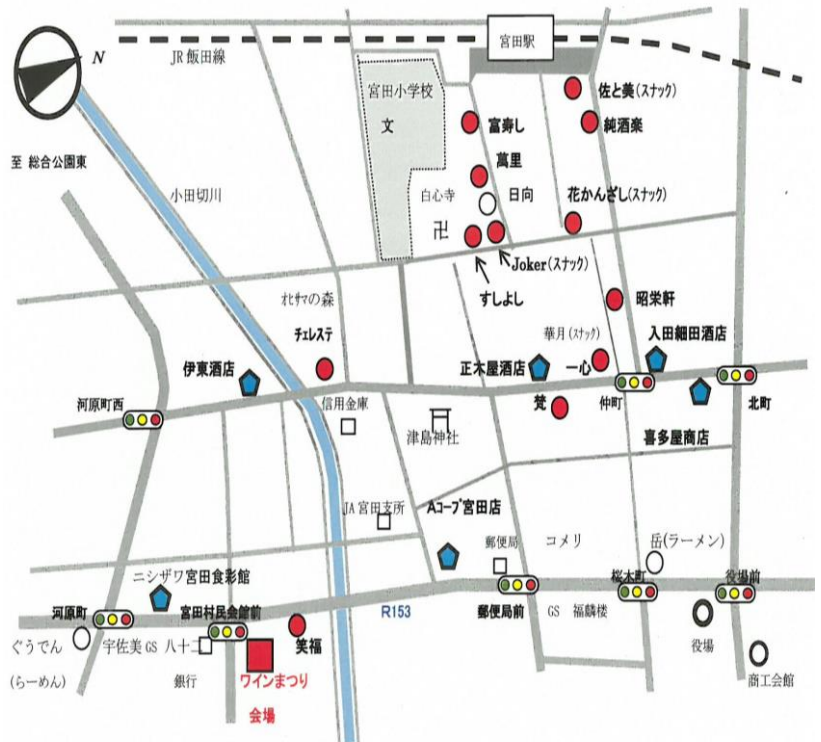
第4条 ワイン大使は、村及び事業者と協力してワインによる乾杯とその普及を促進するために、積極的に取り組むものとする。

## (村民の協力)

第5条 村民は、村及び事業者が行なうワインによる乾杯とその促進に関する取り組みに協力するよう努めるものとする。

## (遵守すべき事項)

第6条 村、事業者、ワイン大使及び村民は、この条例を運用するに当たっては、交通ルール及び飲酒マナーを遵守しなければならない。



店舗名	電話番号
伊東酒店	0265-85-2174
入田細田酒店	0265-85-2105
Aコープ宮田店	0265-84-1202
喜多屋酒店	0265-85-2046
本坊酒造(株)	0265-85-4633
正木屋酒店	0265-85-2020
宮田食彩館(ニシザワ)	0265-85-3585